

# 国際大学研究者行動規範

2015年3月30日理事会承認

国際大学（以下「本学」という。）は、学術研究の信頼性及び公平性を確保するとともに、研究活動を行う機関としての社会的な責任を果たすため、本学において研究活動を行うすべての者（以下「研究者」という。）を対象として、以下のとおり国際大学研究者行動規範（以下「行動規範」という。）を定める。

研究者は、行動規範に定める事項を遵守し、学術研究の適切なマネジメントに努めるとともに、広く社会の発展に寄与するよう努めなければならない。

## 1 学術研究における不正行為の防止等

研究者は、自らの研究活動の立案、計画、申請、実施、報告等の過程において、研究データ、資料等の管理・保存等に関し、厳密な取扱いを徹底して、捏造、改ざん、盗用等の不正行為並びにそれへの加担を行わないことはもとより、不正行為の発生を未然に防止するよう努めなければならない。

## 2 研究者の責任

研究者は、自ら生み出す専門知識の質を担保する責任を有し、自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

## 3 自己研鑽

研究者は、自らの専門知識、能力の維持向上に努めるとともに、学術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示すよう弛まず努力する。

## 4 学術研究の適切なマネジメント

研究者は、研究データ、資料等の適切な取扱い及び管理・保存について責任を有するとともに、円滑な研究の遂行に努めなければならない。

## 5 人権の尊重及び個人情報の保護

研究者は、本学におけるすべての研究活動において人権を尊重するとともに、研究過程において入手した個人情報の保護に努めなければならない。

## 6 研究成果の公開と説明

研究者は、上記5に反しない範囲で、研究成果を積極的に公開するとともに、研究活動の透明性を確保するため、当該研究の学術的・社会的意義について説明する義務を負うものとする。

## 7 法令等の遵守

研究者は、研究の実施等にあたっては、法令及び関係規則並びに本行動規範及び本学の諸規定を遵守しなければならない。

## 8 研究費の適正使用

研究者は、研究費の源泉が、学納金のほか、国・地方公共団体等から交付される補助金・助成金及び企業等から負託されたものであることを常に認識して、研究費ごとに定められた条件、ルール等を遵守し、その適正使用に努めなければならない。

## 9 利益相反への適切な対応

研究者は、自らの研究行動について、利益相反の発生に十分に注意し、利益相反による弊害が生じないように努めなければならない。

## 10 研究を支援する者の責務

本学において研究を支援するすべての者は、この行動規範に反する行為をなさず、また、不正行為の防止を行い、この行動規範に沿った研究活動の支援と研究環境の整備に努める。

## 11 大学の責務

本学はこの行動規範を実効あるものにするとともに、研究者の研究倫理意識高揚のために、必要な啓発、倫理教育の計画を策定し、実施する。